

第5節 化学物質による環境リスクの低減

1 環境の監視測定体制の整備

環境対策課

(1) ダイオキシン類の常時監視

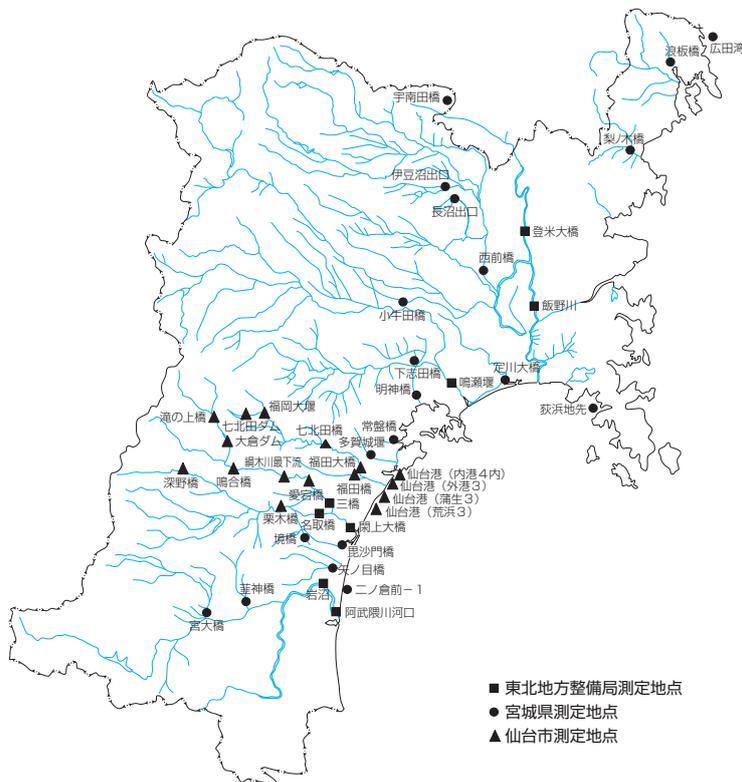
ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中の大気、公共用水域(水質、底質)、地下水質、土壌の汚染状況を把握するためのモニタリング調査を、平成21年度は、大気17地点、公共用水域(水質44地点、底質33地点)、地下水質16地点、土壌15地点で実施しました。その結果、大気、底質、地下水質、土壌については、すべての地点で環境基

準を達成していましたが、水質については、河川1地点、湖沼1地点で環境基準を超過していました。なお、超過の原因については、化学的な解析により、過去に長期間使用されていた水田除草剤などの農薬に不純物として含まれていたダイオキシン類が、これらの河川及び湖沼の底の泥に蓄積しており、それが徐々に流出することにより水質に影響を及ぼしているものと考えられます。

▼表2-4-5-1 環境中のダイオキシン類モニタリング調査結果(平成21年度)

調査媒体	地点数	検体数	環境基準超過地点数	調査結果			環境基準	
				平均値	最小値	最大値		
大気	17	58	0	0.017	0.0099	0.029	0.6pg-TEQ/m ³	
公共用水域(水質)	河川	33	43	1	0.21	0.054	1.9	1pg-TEQ/L
	湖沼	4	6	1	0.83	0.058	3.1	
	海域	7	7	0	0.059	0.049	0.070	
	全体	44	56	2	0.24	0.049	3.1	
公共用水域(底質)	河川	26	26	0	2.3	0.22	13	150pg-TEQ/g
	湖沼	3	3	0	10	3.0	18	
	海域	4	4	0	9.1	3.3	13	
	全体	33	33	0	3.8	0.22	18	
地下水質	16	16	0	0.061	0.056	0.085	1pg-TEQ/L	
土壌	15	15	0	2.0	0.000033	8.5	1,000pg-TEQ/g	

※この調査結果は、環境省、国土交通省、宮城県及び仙台市が県内で実施した結果の集計です。



▲図2-4-5-1 平成21年度公共用水域ダイオキシン類調査地点(水質・底質)

(2) 環境ホルモン調査

環境ホルモンによる環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、それが生物生存の基本条件にかかわるとともに、世代を超えた深刻な影響をもたらす恐れがあることから、国では、平成10年5月に策定した「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」及び、新たな科学的知見が着実に蓄積されたことを踏まえてこれを改定し平成17年3月に公表した「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の対応方針についてExTEND 2005」に基づいて、取り組みを実施してきました。その後、これまでの取り組みを再検討し、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する

今後の対応EXTEND2010」が取りまとめられ、基盤的研究及び野生生物の生物学的知見研究の推進、試験法の開発及び評価の枠組みの確立、環境中濃度の実態把握及びばく露の評価、作用・影響評価の実施、リスク評価及びリスク管理、情報提供等の推進、国際協力の推進を今後の取り組み方針としています。

本県では、このような国の対策と連携し、必要な対策を実施するため、平成20年度以降、環境ホルモンに係る事業について、化学物質環境実態調査を活用し、実態把握等を行うこととしています。

2 有害物質による環境汚染防止対策

環境対策課・廃棄物対策課

(1) ダイオキシン類対策

① ダイオキシン類対策特別措置法の特定事業場に対する監視指導

ダイオキシン類対策特別措置法の特定事業場は、県所管内に125箇所（平成22年3月31日現在）あり、これらの特定事業場を対象に、ダイオ

キシン類の自主測定結果や施設の維持管理状況等の確認のため、立入検査を行って適正な施設管理等の指導を実施しています。平成21年度は、行政測定の結果、基準値を超過した施設はありませんでした。

▼表2-4-5-2 平成21年度監視指導状況

	届出事業場数		立入検査件数 (延べ数)	文書による 指導件数	測定分析 件数
	平成21年3月31日	平成22年3月31日			
特定事業場	130	125	13	2	12
大気基準適用事業場	124	119	12	2	11
水質基準適用事業場	6	6	1	0	1

② ダイオキシン特別措置法の特定事業場に対する監視指導

廃棄物焼却施設などのダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設の設置者は、法に基づき、施設からの排出ガス（排水）等に存在するダイオキシン類濃度の測定を年1回以上行い、その結果を知事（仙台市にあっては市長（以下同じ。））に報告し、知事は、それを公表することになっています。

平成21年度中に報告された自主測定結果は、測定結果の知事への報告があった廃棄物焼却施設91

施設において、いずれも排出ガスの排出基準に適合していました。

なお、未測定の施設があり、その設置者に対し測定の実施を指導しました。また、測定義務のある一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場の設置者は、法に基づき、処分場からの放流水及び処分場周縁の地下水中のダイオキシン類の測定を年1回以上行うことが義務づけられていますが、すべての施設で基準を満たしていました。

第2部 環境保全施策の展開

▼表2-4-5-3 大気基準適用施設の自主測定結果 (排出ガス:ng-TEQ/m³N、ばいじん・燃え殻:ng-TEQ/g)

特定施設の種類	測定項目※1	事業場数		施設数			測定結果	基準値
			未測定	測定実施	未測定			
製鋼用電気炉	排出ガス	1	0	2	2	0	0.063~0.37	5
アルミ合金製造用溶解炉	排出ガス	1	0	1	1	0	0.0011	5
廃棄物焼却炉	排出ガス	92	1	111	110	1	0~5.2	0.1~10 ※2
	ばいじん			71 ※3	89	1	0~4.7	※3
	燃え殻			87 ※3	102	1	0~2.1	※3

※1 測定項目のうち、ばいじんとは、集じん機によって集められた飛灰をいう。燃え殻とは、焼却残灰、炉清掃出物などをいう。
 ※2 廃棄物焼却炉に係る排出ガスの基準値は、廃棄物焼却炉の設置時期及び処理能力によって、0.1~10ng-TEQ/m³Nの間で定められている。
 ※3 廃棄物焼却炉のうち、構造によって、ばいじん、燃え殻が発生しないものがあり、この場合、その測定義務が適用されないため、測定項目ごとに施設数が異なる。また、ばいじん、燃え殻については排出基準値は設定されていない。

▼表2-4-5-4 水質基準適用施設の自主測定結果

特定施設の種類	事業場数			測定結果 (pg-TEQ/l)	
	測定実施	未測定		自主測定	基準値
パルプ製造用塩素漂白施設	2	2	0	0.036~0.093	10
廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設	1	1	0	4.2	10
下水道終末処理施設	1	1	0	0.22	10

▼表2-4-5-5 最終処分場の自主測定結果

測定項目	施設数			測定結果 (pg-TEQ/l)	
	測定実施	未測定		自主検査	基準値
放流水	26	26	0	0~5.5	排出基準 10
地下水	26	26	0	0~0.14	環境基準 1

(2) PCB廃棄物対策

平成19年3月に策定された「宮城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」では、県内に存するPCB廃棄物を平成27年3月までに適正に処理するため、国の基本計画及び「宮城県循環型社会形成推進計画」に即して、県、仙台市等関係市町村、保管事業者、収集運搬業者、処理施設設置者などがそれぞれの役割を担いつつ、連携してPCB廃棄物の確実かつ適正な保管と処理を推進することを定めています。

本県が参加する北海道事業については、平成20

年5月から本格稼働しており、平成21年度分は平成21年4月~6月に行われ、仙台市内32事業場と県内91事業場のコンデンサ214台とトランス2台が処理されました。(多量保管事業者保有分を除く。)

処理が行われるまでの間の適正管理を推進するため、電気機器に関する専門知識を有するPCB廃棄物処理推進員4名を配し、適宜立入指導を行っているほか、来年度の処理に向け、事業主体である日本環境安全事業株式会社とも協議しながら、処分対象者の選定等に当たることとしています。

▼表2-4-5-6 PCB廃棄物保管状況

PCB廃棄物保管事業場数 1,140事業場 (平成21年3月31日現在)

種類 区分	高圧 トランス	高圧 コンデンサ	低圧 トランス	低圧 コンデンサ	柱上 トランス	安定器	その他の機器
台数	314	2,731	24	12,214	330,526	138,205	3,894
事業場数	110	744	10	102	4	320	295

※ 台数で把握した種類を記載 (このほかにPCBを含む油、ウエス等あり)

3 環境リスク管理の促進

環境対策課

(1) P R T R制度による届出状況

化学物質による環境リスクの管理を図るため、県内における化学物質の動向等の把握を行っています。

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 制度は、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがある特定の化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたか、というデータを把握し、集計し、公表するしくみです。

このP R T R制度の導入を柱の一つとした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)が平成13年4月から施行されています。この法律により、届出対象要件に当てはまる事業者は、化学物質の排出量や移動量を把握し、翌年度にその状況についての届出を行うことになっています。

① 届出事業所数と物質

本県では、平成21年度には41業種831事業所(仙

台市を含む。)から平成20年度排出量等の状況についての届出がありました。

届出事業所の業種別では、燃料小売業が464事業所(約56%)で最も多く、次いで製造業の174事業所(約21%)と続いています。

また、届出のあった化学物質は、第一種指定化学物質354物質のうち107物質となっています。

② 排出量及び移動量の概要

事業所から届出のあった平成20年度の環境への排出量の合計は1,626 tで、前年度より80 t増加しました。

環境への排出量の内訳別では、大気への排出が1,260 t、事業所内埋立が273 t、公共用水域への排出が94 t、土壌への排出が0.01 tとなっています。

一方、移動量の合計は約1,439 tで、前年度より164 t減少しました。その内訳は、廃棄物としての移動が1,428 t、下水道への移動が12 tとなっています。

届出による総排出・移動量は3,065 tで、平成18年度を境に減少傾向にあります。

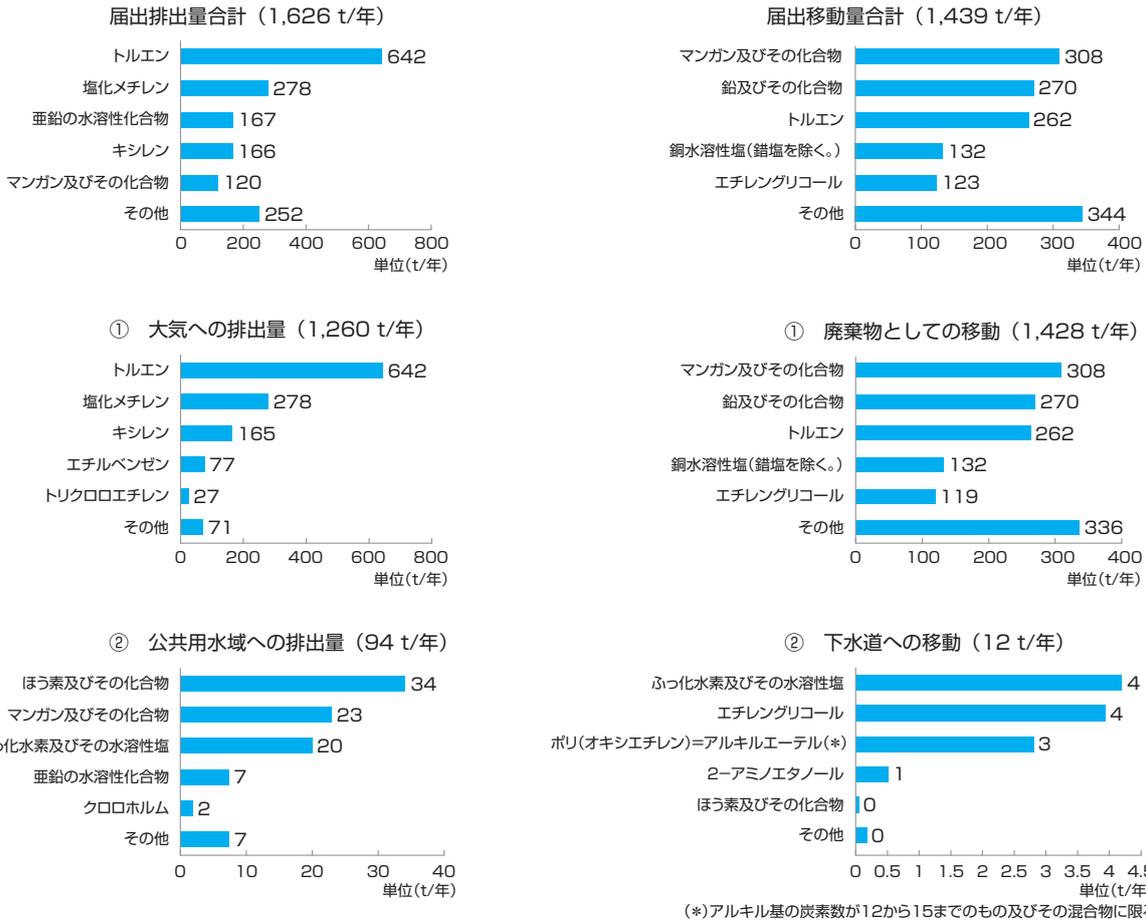
▼表2-4-5-7 宮城県の業種別P R T R届出状況(平成20年度排出・移動)

(単位:事業所)

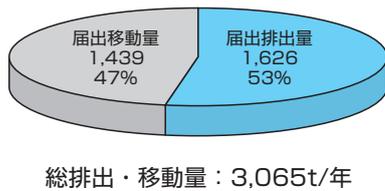
業種	届出数	業種	届出数	業種	届出数
1 金属鉱業	0	なめし革・同製品・毛皮製造業	(1)	8 鉄道業	3
2 原油・天然ガス鉱業	0	窯業・土石製品製造業	(8)	9 倉庫業	3
3 製造業	174	鉄鋼業	(4)	10 石油卸売業	29
内訳		非鉄金属製造業	(8)	11 鉄スクラップ卸売業	1
食料品製造業	(7)	金属製品製造業	(22)	12 自動車卸売業	11
飲料・たばこ・飼料製造業(以下を除く。)	(1)	一般機械器具製造業	(6)	13 燃料小売業	464
酒類製造業	(1)	電気機械器具製造業(以下を除く。)	(34)	14 洗濯業	3
たばこ製造業	(0)	電子応用装置製造業	(0)	15 写真業	0
繊維工業	(0)	電気計測器製造業	(0)	16 自動車整備業	37
衣服・その他の繊維製品製造業	(0)	輸送用機械器具製造業(以下を除く。)	(7)	17 機械修理業	2
木材・木製品製造業(家具を除く。)	(6)	鉄道車両・同部分品製造業	(0)	18 商品検査業	1
家具・装備品製造業	(2)	船舶製造・修理業、船用機関製造業	(2)	19 計量証明業	0
パルプ・紙・紙加工品製造業	(6)	精密機械器具製造業(以下を除く。)	(3)	20 一般廃棄物処理業(ごみ処分量に限る。)	40
出版・印刷・同関連産業	(13)	医療用機械器具・医療用品製造業	(0)	21 産業廃棄物処分量	12
化学工業(以下を除く。)	(20)	武器製造業	(0)	特別管理産業廃棄物処分量	0
塩製造業	(0)	その他の製造業	(2)	22 高等教育機関	3
医薬品製造業	(2)			23 自然科学研究所	2
農薬製造業	(1)	4 電気業	4		
石油製品・石炭製品製造業	(3)	5 ガス業	1		
プラスチック製品製造業	(9)	6 熱供給業	0		
ゴム製品製造業	(6)	7 下水道業	41	合計	831

注:()内の数値は再掲。

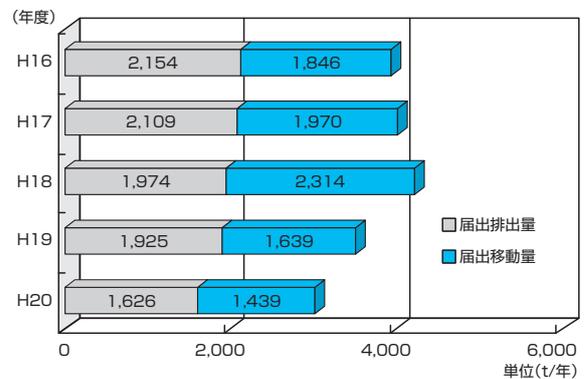
第2部 環境保全施策の展開



▲図2-4-5-2 宮城県におけるPRTR届出による排出量・移動量の対象物質構成比(平成20年度排出・移動)



▲図2-4-5-3 県内におけるPRTR届出による排出量・移動量の合計(平成20年度)



▲図2-4-5-4 県内におけるPRTR届出排出量・移動量の推移(平成16~20年度)

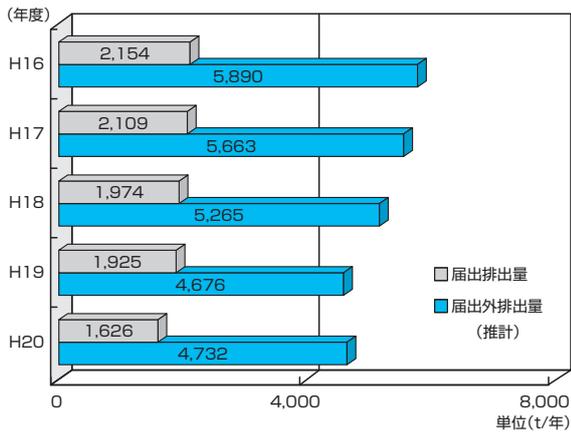
③ 届出排出量と届出外排出量

PRTR制度では、法律で定められた条件(対象業種・従業員数・対象化学物質の取扱量)全てに合致する事業者へ届出を義務付けていますが、それ以外の事業者の事業活動や自動車の使用、私たちの日常生活も、環境中への排出源となっています。

そこで、国では、これら対象事業者以外の排出源からの排出量を推定し、届出による排出量の情

報と合わせて公表しています。

その結果をみると、県内では、届出排出量は年々減少していますが、平成20年度の届出外排出量は、前年度とほぼ横ばいの結果となっています。



▲図2-4-5-5 県内における排出量の推移 (平成16～20年度)

(2) 事業者の自主的な管理改善の促進に向けた普及・啓発

① 宮城県化学物質適正管理指針の普及啓発

化管法第4条では、事業者に、取り扱う指定化学物質について認識し、「化学物質管理指針」に留意して管理を行い、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めることを求めています。

そこで、県では、事業者が「化学物質管理指針」に基づいて行う、自主的な管理の改善を促進するための基本方針や管理計画等の策定に関するガイドラインとして活用していただくため、平成20年3月に「宮城県化学物質適正管理指針」を策定し、関係者への普及・啓発を図っています。

② リスクコミュニケーションモデル事業の実施

県では、「宮城県化学物質適正管理指針」に沿

て、事業者による化学物質の安全管理を徹底し、県民の皆さんの理解を深めることに重点的に取り組むことにしています。

事業者による化学物質の適正管理と排出削減も重要ですが、より合理的に環境リスクを管理し削減するためには、住民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、意見交換を通じて意思疎通と相互の理解を深める「リスクコミュニケーション」という取組の実施が有効とされています。

そこで、「リスクコミュニケーション」が県内の事業者に普及し定着することを目指して、平成21年度から新たにモデル事業を実施しています。

この事業は、「リスクコミュニケーション」の実施を希望する事業者に対し、企画立案、コーディネート、化学物質アドバイザーの派遣等を行うなど、開催支援を行うものです。

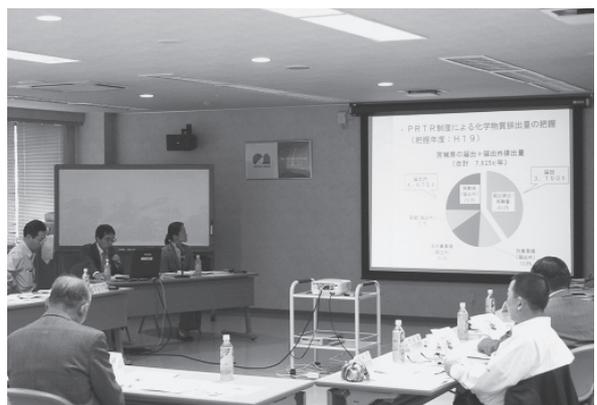
また、開催に当たっては、事前に地域住民等のアンケート調査等を実施したり、開催当日にも地域住民や関係事業者にも参加してもらうなど働きかけながら、「リスクコミュニケーション」の必要性や実践についての普及啓発を行っています。

平成21年度は、積水ハウス(株)東北工場(色麻町)及びエム・セテック(株)仙台工場(山元町)の2事業所で実施しました。

当日は、化学物質に関する講演や工場見学、工場の環境への取組についての説明のほか、参加者全員での意見交換等が行われました。



▲エム・セテック(株)仙台工場での実施風景



▲積水ハウス(株)東北工場での実施風景